

社会福祉法人熱海市社会福祉協議会  
リフト付ワゴン車貸出 要領

1 趣旨

この要領は、機能回復訓練参加者及び車椅子使用者並びに福祉団体に対して、リフト付ワゴン車を貸出すことにより車椅子使用者の社会復帰と社会参加の促進を図り、障害者の福祉増進と地域福祉活動の推進に寄与することを目的とし、この貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

2 貸出車両

この事業に貸出す車両は次のとおりとする。

車 種       ダイハツ アトレー

登録番号   沼津800 あ 139

車 種       ダイハツ タント

登録番号   伊豆580 て 3504

3 利用の申請

(1) 貸出を受けようとする者は、使用日の7日前までに、リフト付きワゴン車使用申請書(様式第1号)及び確約書(様式第2号)を社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に提出するものとする

(2) 申請の受け付けは使用日の3ヶ月前からとする

4 使用の決定

会長は、申請書の提出があったときは、これを審査し適当と認めるときは、申請者に通知するものとする。

5 貸出対象者の範囲

市内在住の車椅子使用者、機能回復訓練に参加する者及び福祉団体とする。

6 貸出範囲

貸出範囲は原則として、社会福祉協議会事務所を中心とした半径30kmの範囲とする。

(1) 機能回復訓練への参加

(2) 公的機関・医療機関へおもむくとき

(3) 諸行事に参加するとき

(4) 車椅子使用者が移送を必要とするとき

(5) その他、会長が認めたとき

7 貸出日・時間

(1) 毎週月曜日から金曜日とし、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)及び車

両点検の日は除く

- (2) 貸出時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が特に認めた場合は、延長することができる

## 8 運転者

運転者は、社会福祉協議会の実施する運転ボランティア講習を受けなければならない。

## 9 運転ボランティアの派遣

- (1) 申請者が運転者を兼ねることができない場合は、社会福祉協議会に運転ボランティアの派遣を要請することができる
- (2) 申請者は、運転ボランティアに対し確約書（様式第3号）を提出しなければならない
- (3) 運転ボランティアは運転を代行する

## 10 利用料

利用料は、10 kmまで200円、以降10 kmを増すごとに200円を加算する。

### 1.1 利用の取消

利用者が利用の取消を行うときは、利用日の5日前までに行うものとする。

### 1.2 車両の受け渡し

当該車両は社会福祉協議会の指定する日時、場所で行う。

### 1.3 使用者の注意事項

- (1) 貸出を受けた者以外の者に転貸してはならない
- (2) 営利の目的に利用してはならない
- (3) 貸出を受けた場合は責任をもって管理し、又は使用しなければならない
- (4) 運転者は常に安全運転に心掛け、他の模範になるよう努めなければならない
- (5) 使用後は、車内清掃及び洗車を行ったうえ、会長の指定する場所へ返車しなければならない
- (6) 事故が発生した場合は、直ちに会長に連絡しなければならない、なお、交通事故にあつては速やかに自動車事故報告書を会長に提出しなければならない
- (7) 利用中に故意又は一方的に運転者の責に帰する事故を起こした場合は、速やかに原型に復する等弁償の責任を負わなければならない
- (8) 運転者は、その運行状況について、自動車運転日報（様式第4号）により会長に報告しなければならない
- (9) 運転中に車両の修繕等を必要とする事態が生じた場合は、会長に報告し、会長の承諾を得て処理を講じなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない

### 1.4 その他

この要領に定めなき事項で必要が生じた場合は、会長がこれを定める。

## 附 則

この要領は、平成8年8月2日から施行する。

(※様式指定あるが、様式の記載見当たらず)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月16日から施行する。